



議案第 五十五号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部

改正について

次のとおり国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十五年六月十七日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十五年六月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を

改正する条例

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例（昭和三十八年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「三千四百円」を「三千九百円」に改め、同条第三号中「六百円」を「七百円」に改め、同条第四号中「五十円」を「百円」に改め、同条第六号中「千円」を「二千円」に改め、同条第七号中「八百円」を「千円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十五年七月一日から施行する。ただし、昭和五十五年六月三十日の宿泊者については、なお従前の例による。